

# 一般社団法人滋賀県造林公社の行う分収造林事業の 今後のあり方に関する方針(素案)について

## 分収造林事業収束の全体像について

# 今回の論点

<あり方に関する県の考え方> ※令和7年12月16日（火）開催の琵琶湖・森林・防災対策特別委員会資料から抜粋

○森林審議会の答申や分収造林事業あり方検討会のとりまとめ結果の通り、中長期的（10年程度を目指す）に、**公社の行う分収造林事業を収束させること**としたい

○今後は、分収造林事業を通じた森林整備を見直し、公社林と公社林以外の森林が抱える課題の一体的な解決を図り、森林の公益的機能の持続的発揮および琵琶湖保全を実現するため、**公的管理のあり方を検討**するなど、新たな時代や社会にふさわしい**森林政策への転換を目指す**



○今年度末までにあり方に関する県の方針をとりまとめるにあたり、今回は、以下の論点についてご議論いただきたい

<論点>

- ①事業収束の必要性
- ②事業収束の実施主体とスケジュール
- ③事業収束の収束点として公的管理を目指すこと
- ④「一般社団法人滋賀県造林公社の行う分収造林事業のあり方に関する方針」（概要版 素案）



次回（3月）の特別委員会にて、今回の議論を踏まえた「あり方に関する方針」（原案）をお示ししたい

# 分収造林事業収束の定義と目的

## (1) "事業収束"の定義

○各方面への影響を最小限に抑えるために、ソフトランディングを図りつつ、段階的に事業を清算させる

## (2) "事業収束"の目的

○事業廃止により、下表のような影響の発生が想定される

○特に、林業事業者や木材事業者へ与える事業量の減少が、事業者の収入減少や、県で進める林業成長産業化へのマイナスの影響につながることが懸念される

○ソフトランディング（中長期的な事業収束の視点）を行うことで、こうした影響を一定緩和させ、事業廃止による事業者への影響を最小限に抑えたい

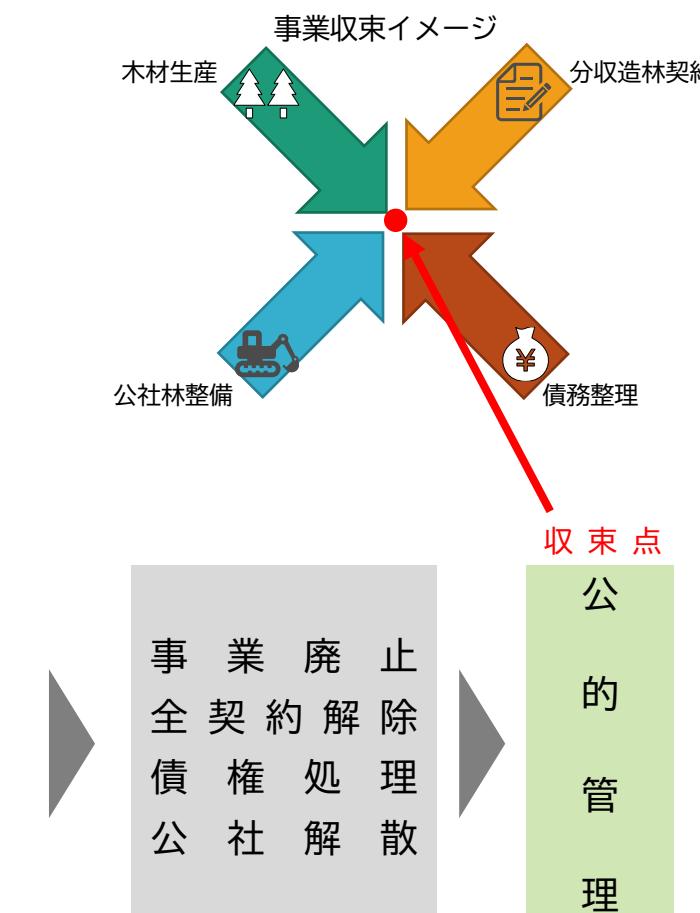
<分収造林事業廃止により想定される影響>

影響を受ける時間	ステークホルダー	事業廃止による影響	影響への対応を放置した場合の更なる影響
短期	林業事業者 木材事業者	一時的な事業量の減少	森林に対するイメージダウン 事業者の収入減少・生産力の低下
	分収造林契約者	森林管理責任の発生	放置林の増加 適切な森林整備の停滞
	一般森林所有者	林業経営意欲低減	放置林の増加 森林への興味関心の低下
長期	下流府県	公益的機能への影響	水源涵養機能の低下 琵琶湖・淀川流域の治水・利水への影響

# 分収造林事業収束により目指す姿

- 収束を行う必要のある各項目について、目指す収束の姿は以下のとおり
- それぞれの収束点として、公的管理への移行へつなげていきたい（本資料P 7で後述）
- なお、具体的な収束方法については、来年度、公社が策定を予定する（仮称）事業収束計画において詳細に規定する

収束項目	ステークホルダー	目指す収束の姿
木 材 生 産	林業事業者 木材事業者	段階的に事業量を縮小し、事業打ち切り 同時に採算林事業地の取り扱いを決定
債 务 整 理	債権者 (滋賀県・兵庫県)	弁済不可能となった債務の整理
長 期 経 営 計 画	滋賀県 下流団体	債務整理完了後に廃止
中 期 経 営 改 善 計 画	滋賀県 下流団体	債務整理完了後に廃止
分 収 造 林 契 約	分収造林契約者	2,000件超の全契約の解除
公 社 林 整 備	分収造林契約者	意向調査を行った上で後継整備体制へ移行
公 社 組 織	公社社員	組織および経営体制の清算



# 分収造林事業収束の実施主体

- 実施主体については、県直営で事業収束を行うパターンと公社で事業収束を行うパターンを想定
- 出資金の拠出を打ち切ることのできる**県直営実施の方が経済性で有利**だが、事業の即時打ち切りや公社破産による**社会的影響の大きさが懸念される**
- 公社実施の場合、出資金の拠出や債務超過の発生など県の負担が継続するが、**公社の事業ノウハウを最大限活用可能**であり、**効率的に事業収束を行うことが可能**であり、**実施主体は公社としたい**

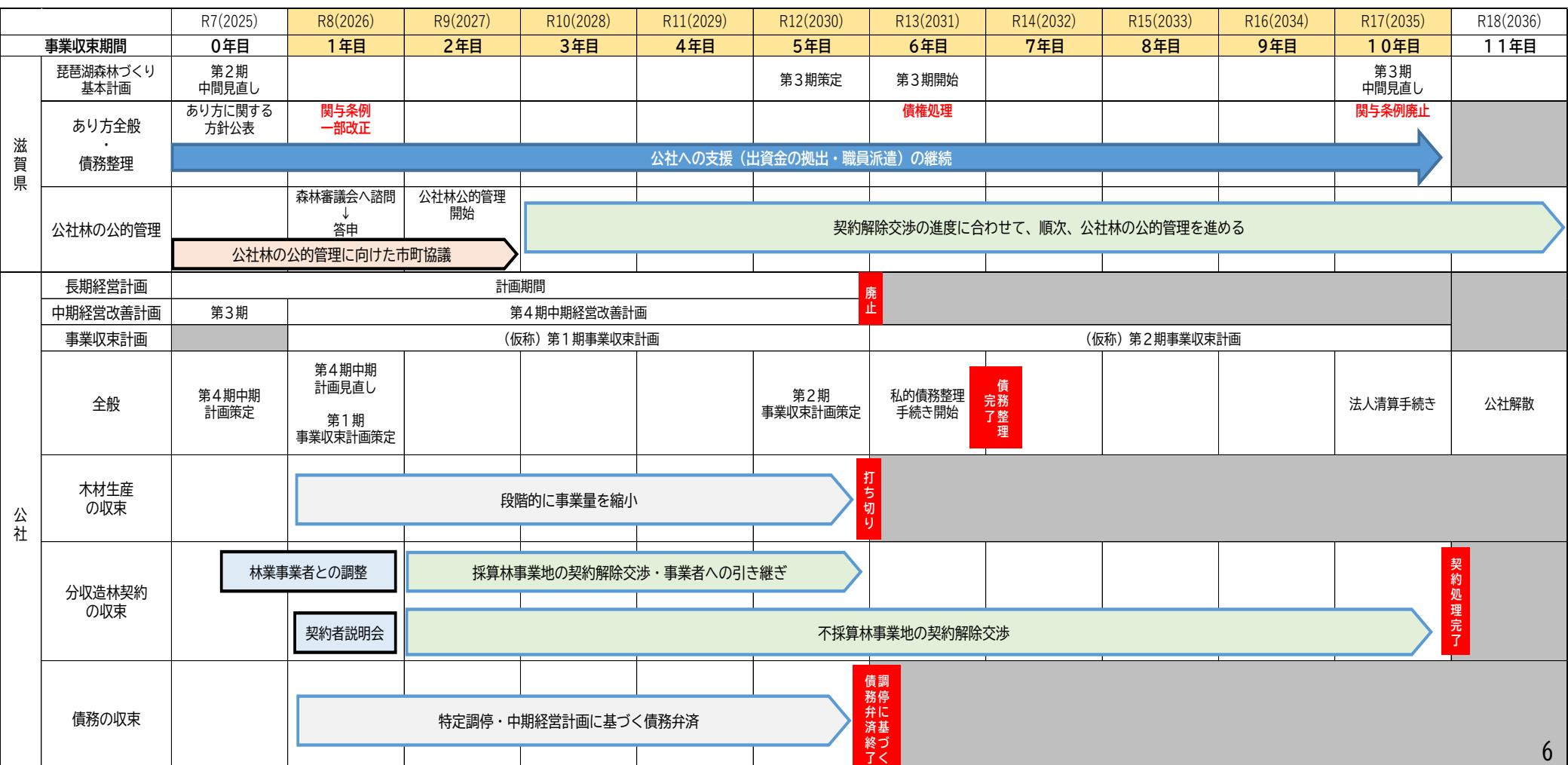
	公社を即時解散させ 県直営で事業収束を実施	公社を存続させて 公社で事業収束を実施
木材生産活動	<ul style="list-style-type: none"><li>・公社の木材生産活動を即時打ち切り</li><li>・施業中の事業のみ引き継ぎ</li><li>・公社事業量が0になることで、<u>一時的に県内木材生産量が1割減少する</u></li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・一定の期間をかけて<u>公社事業量を段階的に縮小</u></li><li>・事業者に負担をかけない範囲内で<u>事業地の引き継ぎ</u></li><li>・県内事業量や生産量の<u>激変は生じない</u></li></ul>
分収造林契約	<ul style="list-style-type: none"><li>・公社解散により<u>分収造林契約が事実上無効となる</u></li><li>・一旦、全ての公社林を<u>県営林として県に引き継ぐための契約処理を2,000件行う</u>（契約変更および登記）</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・まず、事業収束後の公社林整備手法および体制を検討し、公社林管理のための<u>後継体制を準備する</u></li><li>・契約者の意向を確認しつつ、順次、<u>2,000件の契約解除交渉を進める</u></li><li>・契約解除までの間は公社での森林管理を継続し、契約解除後は、（契約者の意向に応じて）<u>所有者管理または後継体制による森林管理へ移行する</u></li></ul>
公社林整備	<ul style="list-style-type: none"><li>・当面の間、<u>県営林として森林管理を継続</u></li><li>・併せて、必要な契約交渉と公的管理導入の準備を進め、準備が整った段階で、後継体制へ移行する</li></ul>	
組織・財務	<ul style="list-style-type: none"><li>・県からの<u>出資金拠出を打ち切り、公社を破産させる</u></li><li>・公社職員の処遇調整を行う</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・収束期間中は公社を存続させることとし、<u>組織維持のための必要な県の支援を継続する</u></li><li>・収束完了後、公社を解散し、公社職員の処遇調整を行う</li><li>・ただし、<u>収束期間中に債務超過状態に陥る</u></li></ul>
財政負担	<ul style="list-style-type: none"><li>・出資金負担の減：▲約2.2億円／年</li><li>・県営林管理費の増：+6,000万円／年</li><li>・県営林登記費用の増：+約2億円</li><li>・債権処理による損失：+約180億円</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・出資金拠出継続：+約2.2億円／年×収束期間</li><li>・債権処理による損失：+約180億円</li></ul>

# 事業収束に向けたスケジュール

- 公社問題の解決に対する県民負担を考慮すれば、できるだけ早期に事業収束を完了させる必要がある
- 大きな進め方として、最初の5年間で採算林に係る契約および木材生産活動を収束させる
- 同時並行で不採算林契約の解除交渉も進め、全体10年以内に事業収束の完了を目指す

<県として想定する事業収束に向けたロードマップ（案）>

※具体的な収束方法を含む最終的なロードマップは、県から公社への指導に基づき、令和8年度に公社で策定させる（仮称）事業収束計画で定めることとし、策定状況は適宜議会へ報告する。

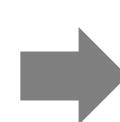
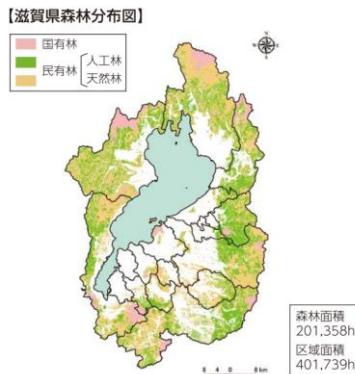


# 今後の公社林整備の考え方

- 公社林は琵琶湖保全のために造林した森林であり、県内森林面積の1割を占め、政策上の重要性は高い
- 公社林はこれまで分収造林方式による管理を続けてきたが、手段が破綻している。
- そのため、事業収束を目指すこととし、収束点として公的管理（公共的に管理する手法）へ転換する

## <前提>

- ①県の森林は全て琵琶湖の水源林に位置付け
- ②県の森林は全て社会的共通資本

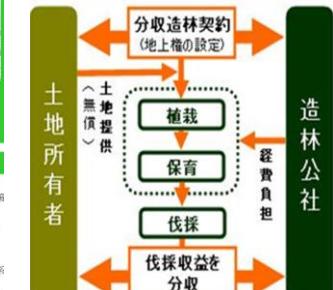
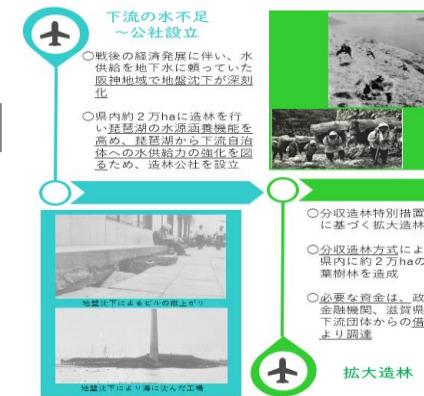


公社林は県内に約2万ha  
県内森林の1割を占める  
水源保全に大きな影響



## <経過>

- ①琵琶湖の治水・利水を目的とし政策的に造林
- ②造林手法として採用した分収造林事業は失敗



## <今後の公社林整備に対する県の考え方>

- 社会的課題への対応
- ・森林への関心の低下
  - ・放置林の増加
  - ・所有者不明林の増加
  - ・森林の荒廃

公社林は、県が政策的に造林した水源林であり、他の森林と比べ公共性が高い  
今後も琵琶湖の保全を続けるためには、公社林の水源林としての機能が必要不可欠

- 手段の見直し
- ・分収造林事業廃止
  - ・公社解散
  - ・債権処理

## 公社林整備の公共事業化・公的管理の導入

### <公的管理とは>

- ・公社林管理を県の関与により森林所有者から森林管理に必要な権利を得た上で、県費で管理する
- ・管理主体は、県直営、新たな森林管理法人の設立、既存団体への委託等を想定
- ・関与の程度については、所有権の取得、地上権の取得、管理協定締結等を想定

→管理主体を含む具体的方法論については、R8年度に森林審議会へ諮問し検討する

**方針① 今後10年以内に、ソフトランディングさせつつ分収造林事業を収束させる**

**方針② 分収造林事業から新たな時代にふさわしい森林政策への転換を目指す**

## 1 基本的な考え方

### ◎成果よりも課題を重視し、抜本的見直しを行う方向性

#### (1) 分収造林事業の趣旨

- 造林者と土地所有者が伐採に伴う収益を分収することを前提に造林を行う事業
- 滋賀県では公社を設置し、県内に2万ヘクタール造林

#### (2) あり方検討の背景

- 債務弁済が長期経営計画から大きく乖離
- 森林審議会、あり方検討会で外部有識者による検討

## 2 公社の行う分収造林事業の現状

### ◎調停に基づく債務弁済スキームは破綻状態

### ◎将来的な債務超過発生が確実視・運営は県の支援に依存

#### (1) 分収造林事業の状況

- 山間奥地への造林、事業費の高騰、木材価格の低下
- 公社林の生育不良、必要な伐採材積量が確保できない
- 残債務全額が弁済できないことが判明

#### (2) 公社の組織と財務の状況

- 県派遣職員が中心でプロパー職員が減少
- 公社資金調達は県からの収入が8割
- 資産の時価簿価差が大きく、債務超過発生が確実視

## 3 公社の行う分収造林事業を取り巻く状況

### ◎外部検討結果は事業廃止・全国でも4割の林業公社が解散

#### (1) 外部有識者による検討結果

- あり方検討会および審議会は、ともに分収造林事業の廃止を含む抜本的見直しを求める内容の検討結果

#### (2) 他都道府県の状況

- 当初39道府県に林業公社が設置されたが、社会情勢の変化等により、15道府県で林業公社を解散。
- 兵庫県においても、近年、公社の行う分収造林事業の廃止に向けた検討が進められている。

#### (3) 公社を解散した他府県の公社林管理状況

- ほとんどの自治体で採算林を対象に県営林化
- 不採算林は契約解除し所有者へ返還

## 4 公社の行う分収造林事業の今後のあり方

#### (1) 今後の公社への関与

- 事業収束を行う主体は公社
- 公社がこれまでの経営方針を転換し、主体的に分収造林事業の中長期的収束に向けた取組が進められるよう、**関与条例に基づく指導・助言**を行う
- 実施主体としての組織の存続が担保され、関係者に対して信頼性と信用性をもって収束手続を誠実に履行できるよう、**経営方針の転換を条件に、公社への支援を継続する**。

#### (2) 国や市町との連携

- 分収造林事業の現状に対して国にも一定の責任
- 琵琶湖保全再生法に基づく国と滋賀県の関係においても、**国が責任を果たし、必要な支援が得られるよう強く要望する**
- 県の政策判断で設置した公社が造林した森林であり、県に管理責任
- 森林環境譲与税の取り扱いなど、**市町との連携のあり方について協議を進める**。

#### (3) 公社の組織と財務

- 令和17年度までに**公社組織は解散**させ、現在の経営体制は一度清算
- 今後の公社林管理に向けた**後継体制について、公的管理のあり方と一体的に検討**
- 事業収束過程で**多額の債務超過発生**が予見されるが、県による支援が継続される限り、**公社運営の停滞や経営破綻は生じない**

#### (4) 債権処理

- 現在は、債権者・債務者ともに特定調停履行義務が生じている
- 第4期中期経営改善計画期間中に木材生産および調停に基づく債務弁済を完了させる
- 残債権額が確定する**令和13年度以降、債権放棄を念頭に**、法的手続きに基づく**債権処理を行う方向性**で債務者との協議を進める。

#### (5) 今後の公社林整備

- 公社林は県内森林の1割を占め、琵琶湖の水源保全に与える影響は大きい
- 全国的に人口減少、少子高齢化の進展による放置林の増加が問題
- 森林は社会的共通資本**であり、「みんなで支える」視点が必要
- 公社林のもつ水源林としての機能と効果は今後も必要不可欠**
- 所有者管理を基本としつつ、所有者の意向に応じて、**令和10年度を目途に公的管理を導入**することとし、必要な検討を進めていく。

## &lt;これまでの財政支援&gt;

	確定負担額	備考
免責的債務引受(H20)	約690億円	平成20年に、公社が負っていた公庫からの借入債務の全額を滋賀県が免責的債務引き受けを行い、令和31年までの42年間長期分割弁済を行っている。
滋賀県の債権放棄 (H23)	約268億円	平成23年の特定調停成立に伴い、公社への貸付金債権のうち元金の一部と利子の全額を債権放棄 ※債権放棄額782億円から重複している免責的債務引受分を引いた額
下流団体の債権放棄(H23)	約174億円	下流団体（大阪府、大阪市、兵庫県、神戸市、尼崎市、西宮市、伊丹市、阪神水道企業団） 大阪府：70億円、大阪市：70億円、兵庫県内団体：計34億円
出資金 (H17～R7)	約52億円	平成17年から公社運営費の支援を開始。

## &lt;これから想定される財政支援&gt;

	想定負担額	備考
出資金(R8～R17)	約22億円	2.2億円／年×10年間（事業収束予定期間）
債権処理に伴う損失 (R13以降)	約180億円	現在保有する残債権額で、そのほとんどが弁済不可能な状況にあり、将来的な債権処理が不可避